

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2020年3月号追補版—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

64歳以上の雇用保険料免除廃止

毎年4月1日時点で満64歳以上の高年齢労働者について、これまで雇用保険料が免除されていましたが、4月から保険料がかかります。

給与計算や労働保険の年度更新に影響がありますので、ご注意下さい。

民法（債権法）改正

4月1日から民法の契約等に関する部分（債権法）が改正されます。雇用関係では、未払い残業代請求の遡り期限や、身元保証契約に保証上限額の定めが必要になること、等に影響があります。

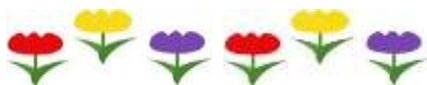
36協定の準備はお済みですか

4月から、中小企業にも時間外労働（残業）の上限規制が適用になり、届出用紙も変更されます。

これまでの36協定（時間外労働および休日労働に関する協定届）の内容を確認し、新様式での届出の準備が必要となります。

被扶養者の国内居住要件新設

健康保険法の改正により、4月から、健康保険の被扶養者に「原則として国内に居住していること」という要件が追加となります。ただし、外国に留学する学生や日本からの海外赴任に同行する家族等は、これまでどおり被扶養者になります。



電子申請義務化

4月以降、労働・社会保険に関する一部の手続きについて、特定の法人（大企業など）に電子申請が義務化されます。弊所はこれまでも電子申請に対応してきましたので、安心してご相談ください。

パワハラ防止関連法施行

パワーハラスメント（パワハラ）防止を企業に義務付ける法律が今年の6月1日から施行されます。

（中小企業は2022年3月31日までは努力義務）

厚生労働省は企業がパワハラを防止するための措置等について明示した指針を、2019年12月23日の労働政策審議会（厚労相の諮問機関）で正式決定し、今年1月15日に告示しました。

指針では、パワハラの定義のほかに、「パワハラに該当すると考えられる例・しないと考えられる例」も盛り込まれました。

実務の現場では、パワハラにあたるかどうかの判断が難しいケースが多いと感じています。

パワハラ研修やハラスメントの社外相談窓口のご依頼も弊所で多数お受けしていますので、お困りの際は、ぜひご相談ください。

電子申請
なら



弊所にお任せください。